

新 公 協 4 号  
2022（令和4）年4月22日

協議会加盟販売責任者 殿  
協議会加盟販売局長 殿  
新聞公正取引協議委員会委員 殿  
地区新聞公正取引協議委員会委員長 殿  
支部新聞公正取引協議委員会委員長 殿

新聞公正取引協議会  
新聞公正取引協議委員会  
委員長 岩 上 秀 憲

第715回新聞公正取引協議委員会確認・決定事項お知らせの件

4月21日開催の標記会合は、下記のとおり確認・決定しましたのでお知らせします。

記

**1. 2022年度の中央協委員、正副委員長、常任委員会委員の委嘱に関する件**

2022年度委員長に岩上秀憲委員（読売東京）を互選し、副委員長を11社の委員に委嘱した。また高橋高則副委員長（毎日東京）に委員長代行を委嘱した。

新聞公正取引協議委員会（中央協）委員を121人（本社側58社59人、販売業者側58系統58人、販売業者地区代表11人のうち7人は販売業者側委員を兼任）に委嘱することを了承した。委員代理者、地区協委員長、支部協委員長、規約研究会研究員についても了承した。

**2. 2022年度新聞公正取引協議委員会費に関する件**

2021年度会費収支に関し、事務局から報告があり、了承した。22年度会費は1人月額2000円・年間2万4000円を徴収することとした。

**3. 懸賞企画の届け出に関する件**

発行本社が実施する一般懸賞について以下の届け出があり、了承した。

**<読売新聞東京本社>**

読売新聞を読んで水戸ホーリーホックを応援しようキャンペーン 4月23日～5月31日  
茨城県で実施

**<日本経済新聞社>**

日経STUDYUM・ご愛読感謝キャンペーン他 5月11～31日 全国で実施

**<スポーツニッポン新聞社>**

メットライフドーム・スポニチスペシャルデー抽選会 5月3日 東京本社版発行エリア  
全域で実施

**<河北新報社>**

第2回ベガルタ仙台勝敗チェックチャレンジ2022 4月28日～5月6日 宮城県で実施

#### <河北新報社>

ゴールデンウィークも河北新報をチョッキンペッタン懸賞 5月7～17日 発行エリア  
全域で実施

#### <神奈川新聞社>

かなとも会員限定 第2回かながわ満喫プレゼントキャンペーン 5月1日～6月30日  
神奈川県で実施

#### <長崎新聞社>

とととってmotto! 読者プレゼント(5月13日付) 5月13～20日 発行エリア全域で実施

#### <長崎新聞社>

とととってmotto! 読者プレゼント(5月27日付) 5月27日～6月3日 発行エリア全域で  
実施

#### <長崎新聞社>

とととってmotto! 読者プレゼント(6月10日付) 6月10～17日 発行エリア全域で実施

#### <長崎新聞社>

とととってmotto! 読者プレゼント(6月24日付) 6月24日～7月1日 発行エリア全域で  
実施

#### 4. 関西、福岡・山口地区の公正販売に関する件

廣森京阪神地区協委員長(読売大阪)、川口九州地区協委員長(毎日西部)から、両地区  
の公正販売に向けた取り組み状況について報告があり、了承した。

#### 【販売委員会事項】

##### 1. 中高層マンション対策について

岩上委員長から各地区協委員長に対して、中高層マンション対策の21年度の取り組み  
状況と成果を、5月度委員会で報告するよう指示があった。

##### 2. 改正特商法への対応について

6月1日施行の改正特定商取引法により、従来の書面に加えて、ファクス、メールなど  
の電磁的記録によるクーリングオフ通知が可能になる。これに伴い、新聞購読契約書面に  
記載が必要なクーリングオフに関する事項に、同法施行規則6条1項イ、ロ、ハで規定す  
る3か所を「書面または電磁的記録」と修正(3ページ参照)する必要が生じる。

印刷済みの契約書は手書き、印字スタンプ、シール、別紙添付などにより上記要件を満  
たせば引き続き使用できる。

このほか通信販売に関する規定として、申し込み段階で商取引を行う上で通常必要な基  
本的事項についての①表示の義務付け②誤認させるような表示の禁止——が導入される。  
適用対象は申し込み用はがきや申し込み用紙、インターネットの最終確認画面。

今回の法改正を受けて、岩上委員長から新聞販売法制研究会に対して、販売委員会が作  
成した『新聞購読契約書作成の手引き』(2012年発行、15年最終改訂)の改訂を行う  
よう指示があった。

新聞購読契約書の修正例は以下のとおり（『新聞購読契約書作成の手引き』を基に作成＝太字・下線部分が変更箇所）。

#### クーリングオフのお知らせ

特定商取引法の規定により、以下の期間中は、販売業者に**書面または電磁的記録**で通知することによって本契約を無条件で解除（クーリングオフ）することができます。

①本書面を受け取ってから8日間（受け取り日を含みます）。

②販売業者側が事実と異なる説明をして誤認させたり、威迫し困惑させたことで、上記の8日以内のクーリングオフを行わなかった場合は、クーリングオフできる旨の書面を販売業者から受け取らない限りクーリングオフ期間が延長され、改めて書面を受け取った日から8日間（受け取った日を含む）までは**書面または電磁的記録により**クーリングオフすることができます。

上記による解約は、次の扱いとなります。

ア) 通知**書面または電磁的記録**を出したとき（郵便消印日付**など**<注>）に効力を生じます。

イ) 契約解除に伴う損害賠償・違約金などを請求されることはありません。

ウ) すでに配達された新聞代金を支払う義務はありません。また、配達した新聞を引き取るための費用を請求されることはありません。

エ) 購読代金が前払いされている場合、すみやかに全額を返還します。

※以上は赤字・赤枠、8.0ポイント以上で示す義務がある（施行規則第5条）。

※<注>「など」の追記は義務ではないが、電磁的記録の発信に対応させた。

以 上